

マストスキークラブ 規約

第1条 本クラブは、マスト（MAST）スキークラブと称し、事務局を現会長米原剛宅（住所 東京都港区新橋6-13-4）に置く。

（目的）

第2条 本クラブは、スキーを愛好するもので組織し、会員相互の親睦を図りあわせてスキー技術の向上を目的とする。

（事業）

第3条 本クラブは、スキーツアー、講習会、競技会及び指導者の養成等の行事等を実施する。

（役員）

第4条 本クラブは、次の役員を置く。

- （1）会長 1名（本クラブを代表し、運営を総括する）
- （2）会計 1名、補助1名（本クラブの金銭出納を司る）
- （3）監査 1名（本クラブの事業内容及び会計を監査する）
- （4）総務 2名、補助2名（本クラブの庶務一般を行う）
- （5）競技 2名（競技に関する行事全般のことを行う）
- （6）顧問 若干名（本クラブの運営に関し、必要に応じ置く）

2. 本クラブの役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3. 役員の選任は、それぞれ会員の互選による。

（企画委員会）

第5条 行事の計画・実施には、会長が企画委員を選任し、これにあたる。

（会計）

第6条 本クラブの経費は、会員の納入する会費・寄付金及びその他の収入金をもってあてることとする。

2. 本クラブの会費は、年額3000円とする。

3. 東京都スキー連盟に登録を希望するものは、第6条2.の会費に東京都スキー連盟指定の金額を加えた金額を会費とする。

4. 全日本スキー連盟及び東京都スキー連盟の両方に登録を希望するものは、第6条2.の会費に東京都スキー連盟指定の登録料を加えた金額を会費とする。

（総会）

第7条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回開催し、必要に応じ臨時総会を開催する。

(入会・脱会)

- 第8条 本クラブの入会・脱会等は所定の様式で行うものとする。
2. 本クラブの入会金は、1000円とする。
 3. やむを得ない事情により、1シーズン以上、本クラブの主催する行事に参加出来ない場合は休会を認め、会費を免除することができる。
 4. 目的に反し、クラブの対面をけがし、クラブ運営に支障をきたすような行為を行うものは、除名、退会させる場合もある。
 5. 会費を1年間未納の場合、次年度からは行事予定等の案内を送付しないものとする。また、2年間会費未納の場合、脱会扱いとする。

(加盟団体)

- 第9条 本クラブは、東京都港区スキー連盟に加盟する。

(改正)

- 第10条 本規約の改正については総会において決定する。

付則

本規約は平成6年8月24日をもって施行する。

平成 4年9月25日 制定

平成 6年8月24日 改正

平成11年8月26日 改正

平成13年9月 5日 改正

平成14年9月 6日 改正

以上